

## 令和元年10月の保育料改定及び保育の必要性の認定について

渋谷区幼保一元化施設（短時間・中時間）

### 幼児教育の無償化による影響

令和元年10月から子ども・子育て支援法の改正に伴い幼児教育の無償化が始まりました。対象となる児童は、3歳児クラス～5歳児クラス及び0歳児クラス～2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童です。

令和元年10月より、入園料を無料とします。また、保育料を次のように改定します。

#### ①短時間保育の保育料について

⇒無料となります。（手続きは不要です。）

#### ②中時間保育の保育料について

⇒教育時間（午前9時～午後2時）の保育料は無料となります。（手続きは不要です。）

預かり保育時間（午後2時～午後4時30分）の保育料が4,900円となります。

※住民税非課税世帯など、現状無料となっている世帯は引き続き無料となります。

ただし、保育の必要性が認定されている世帯（手続きが必要ですので、裏面をご覧ください）の預かり保育料については、無償化として区から「施設等利用費」を支給する対象となります。支給方法は以下にご説明します。

### 預かり保育料について

預かり保育料に対する「施設等利用費」の支給は、次のように2段階で実施します。

#### ①渋谷区幼保一元化施設（中時間）の預かり保育

中時間保育を利用した場合の保育料4,900円を無料とします。

#### ②渋谷区幼保一元化施設（短・中時間）以外に、認可外保育施設等を利用した場合

認可外保育施設等（対象施設の詳細は裏面）の利用料について助成します。

助成上限額（月額）は、11,300円から①の預かり保育時間の利用日数×450円（最大4,900円）を引いた額となります。

※お手続きの方法については別途お知らせします。

#### 【具体例】

・渋谷区幼保一元化施設（中時間）を利用しており、令和元年10月は10日登園し、残りの10日は認可外保育施設を利用した場合

⇒①まず、渋谷区幼保一元化施設（中時間）の保育料4,900円が無料となります。

②加えて、 $11,300円 - 450円 \times 10日（登園した日数） = 6,800円$ まで、認可外保育施設の利用料に対して助成を受けることができます。

## 子ども・子育て支援施設等とは

幼児教育無償化の対象となる施設等の事業者は、区に申請を行い「子ども・子育て支援施設等」として「確認」を受ける必要があります。対象は次のとおりです。

認可外保育施設（認証保育所、私立保育室、居宅訪問型等含む）、一時預かり事業  
病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、幼稚園等の預かり保育  
（確認した施設等は、区のホームページで公表しています。）

## 保育の必要性の認定とは

預かり保育料に対する「施設等利用費」の支給を受けるためには、保育を必要としていることが条件となります。次の「保育を必要とする事由別必要書類、認定期間」をご確認の上、「**教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定申請書**」に**必要書類（保護者全員分）**を添付して、**渋谷区子ども家庭部保育課までご提出ください。**保育の必要性が認められる場合には、通知書を送付します。

原則、施設等の利用開始前までに申請してください。なお、認可保育所・認定こども園等のお申込み等で既に支給認定証（2号認定）をお持ちの方は、申請不要です。

保育を必要とする事由別必要書類、認定期間

父母の状況		条件	必要な提出書類（保護者全員分必要です）	認定期間
就労	会社員	月48時間以上就労していること	就労・就職内定証明書*	就労期間中
	自営業者等		就労・就職内定証明書*、直近の確定申告書又は源泉徴収票の写し（ない場合は登記簿謄本、開業届等）	
妊娠・出産		妊娠中又は出産後間もないこと	母子健康手帳（表紙と分娩（べん）予定日の記載のあるページ）の写し	出産予定日の前後2か月（計5か月）
疾病・障害		疾病もしくは負傷、又は精神若しくは身体に障害を有していること	障害者手帳の写し、診断書（いずれか1点）	療養等を要しなくなるまで
介護・看護		同居の親族（長期入院等を含む）を常時介護又は看護していること	介護・看護状況申告書*、介護保険被保険者証等の写し	介護等を要しなくなるまで
求職活動中		求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること	求職活動に関する申立書*	3か月
就学		学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること、又は職業訓練を受けていること	在学証明書の写し、授業のカリキュラム等の写し	就学期間中

\*印の書類は、区ホームページから所定の様式を取得し作成してください。

## ホームページ

教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定申請書の様式データは、区ホームページから取得できます。



## 問い合わせ先

渋谷区子ども家庭部保育課  
保育管理係  
電話：03-3463-2483